

「とよかわ市民活動活性化基本方針」 実施計画

平成 16 年 2 月

豊 川 市

はじめに

近年、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化し、様々な社会的課題に対し、市民ニーズは増大・多様化を極めています。一方、平成7年に起きた阪神・淡路大震災などをきっかけに、福祉・環境・国際協力・まちづくり等様々な分野で、市民が社会問題に対して自発的に取り組む市民活動が活発になってきました。こうした中、これからのまちづくりは、行政だけでは対応しきれない個別的なニーズや、新たな社会的課題に対して、市民との協働は欠かせないものとなっています。

本市においても、平成15年3月、「とよかわ市民活動活性化基本方針」を策定し、「市民活動で築く協働のまちづくり」を将来像とし、その達成目標年度を平成19年度と決めました。そして、この基本方針の実効性を高めるため、市民活動団体の代表者と行政職員からなる「市民と行政の協働推進委員会」において検討を加え、活動環境整備、活動参加促進、協働推進、施策推進の4点を施策の柱に、19年度までに実施する36事業を具体的にまとめた実施計画を策定しました。

今後は、この実施計画に基づき、市民活動の一層の広がりや活性化を通じ、市民との協働によるまちづくりを推進するとともに、その進捗状況や施策に対する評価を公表していきます。

平成16年2月

豊川市

目 次

1	活動環境整備のための施策	
(1)	活動場所の確保・充実	1
(2)	市民活動情報の提供と団体交流の推進	2
(3)	資金的な支援制度の整備	4
(4)	人材育成と組織運営の支援	5
(5)	保険制度の整備	6
2	活動参加促進のための施策	
(1)	活動機会や学習機会の提供	7
(2)	活動情報の PR	8
(3)	地域の市民活動の促進	9
(4)	参加しやすい環境整備	10
3	協働推進のための施策	
(1)	行政情報の公開・人材登用	11
(2)	協働推進体制の整備	12
(3)	行政職員の意識改革	13
4	施策推進に向けて	
(1)	実施計画の進捗状況について評価、公表	14
	別表「市民活動・ボランティア関連講座一覧」	15

1 活動環境整備のための施策

(1) 活動場所の確保・充実

①市民活動団体登録制度の推進（継続）

使用料の定めのある公共施設の減免手続きを簡略化するとともにウィズ豊川の利用を可能とした登録制度を広く周知し、市民活動団体の活動を促進する。

②市民活動拠点施設の機能強化（継続・新規）

特定非営利活動法人に委託し設置された「とよかわ NPO センター『ほっと！』」（以下「ほっと！」）におけるソフト事業（相談機能・人材育成・情報提供等）を充実できるよう、委託先の運営機能・体制の強化を促進し、利用の向上を図る。また、委託事業の評価を行い、事業内容の見直しを実施する。

さらに、ボランティア活動の拠点施設であるウィズ豊川を市民活動団体が利用するうえでの利便性の向上を図る。

③公共施設の空きスペースの有効利用（新規）

市民や市民活動団体に開放できるような公共施設はないか、関係各課に調査を行い、利用可能な施設については開放できるよう調整を進める。

【事業計画】 （ ●継続 ○新規 ）

事業内容(担当課)	年 度				
	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
①登録制度の推進 (生活活性課)	●登録制度の推進 →				
②市民活動拠点施設の機能強化 (生活活性課、福祉課)	●「ほっと！」運営(市民活動推進事業委託) →				
	●「ウィズ豊川」を活動場所として提供 →				
	○「ほっと！」ソフト事業の充実を検討 →				
	○市民活動推進事業委託の評価、見直し →				
	○市民活動団体の「ウィズ豊川」利用について調整 →				
③公共施設の空きスペースの有効利用 (生活活性課)	○関係各課へ調査 →				
	○利用可能な施設の検討 →				

(2) 市民活動情報の提供と団体交流の推進

①活動情報の広報やホームページへの掲載（継続）

広く市民活動情報を提供するため、月 2 回発行する「広報とよかわ」の有効活用や、生活活性課と「ほっと！」のホームページ掲載情報を随時更新し、タイムリーな情報提供を行う。

②活動情報の収集・提供と一元的管理の推進（継続・新規）

市内外の市民活動関連情報を提供するため情報収集に努め、様々な市民活動の PR と活動の発展に必要な情報を掲載する情報紙を発行するとともに、生活活性課と「ほっと！」ホームページを活用し、広く情報を提供する。

③市民活動団体情報誌の発行（継続・新規）

市民活動の社会的認識を高め、また参加を希望する市民への活動情報を提供するため、市内で活動する市民活動団体の活動状況を取りまとめた情報誌を発行するとともにホームページへ掲載する。

④団体間の交流会の開催と行政・企業との交流機会の提供（継続・新規）

団体間の交流会を開催し、市民活動団体同士の交流を深め、活動の連携を促進するとともに、市民活動団体と行政との懇談会（仮称）を定期的で開催し、意見交換と情報の共有化を図る。また、企業の社会貢献活動に関する情報収集・提供に努め、市民活動団体とのマッチングを図る。

⑤活動発表の機会の提供（継続・新規）

NPO フェスタにおいて市民活動団体の活動を PR する機会を提供し、また、市民が大勢にぎわう「おいでん祭」などにおいて市民活動の PR を行う。

⑥地域の既存団体と市民活動団体との調整（新規）

地域における市民活動の認識が深まり、活動が活性化することによって住民福祉が向上するよう、町内会等へ市民活動情報を積極的に提供し、両者が協働して事業を進めることができるよう支援する。

【事業計画】 (●継続 ○新規)

年 度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
事業内容(担当課)					
①活動情報の広報やホームページへの掲載	●「広報とよかわ」の活用	→			
	●ホームページ充実、「ほっと！」との連携強化	→			
②活動情報の収集・提供と一元的管理の推進	●情報収集の拡充（ボランティア・イベント・助成情報等）	→			
	○活動情報紙の発行（ボランティア・イベント・助成情報等）	→			
③市民活動団体情報誌の発行 (生活活性課)	●市民活動団体情報誌の発行	→			
	○団体情報をホームページへ掲載	→			
④団体交流会の開催と行政・企業との交流機会の提供 (生活活性課)	●団体交流会(市民活動推進事業委託)	→			
	○市民活動団体と行政との懇談会	→			
	○企業の社会貢献活動情報の収集、提供	→			
⑤活動発表の機会の提供 (生活活性課)	●NPO フェスタ(市民活動推進事業委託)	→			
	○おいでん祭、活動紹介ブース出展の検討	→			
	○おいでん祭へブース出展	→			
⑥地域の既存団体と市民活動団体との調整 (生活活性課)	○町内会等へ市民活動情報を提供	→			
	○マッチング内容・方法の検討	→			

(3) 資金的な支援制度の整備

①資金助成制度の整備（新規）

市民活動団体の発展を支援する手段としての金銭的支援について、先進都市での取り組みを検証し、必要性・方法等を実施に向けて調査研究する。

②寄付行為をしやすい独自の仕組みの調査・研究（新規）

市民活動を促進するため、市民や企業が社会貢献活動の一環で寄付をするときの窓口の一本化や寄付をしやすい制度等について、先進都市の取り組みや税制等を調査・研究する。

③税制優遇措置についての調査・研究（新規）

特定非営利活動法人が収益事業を行うことで発生する税負担の軽減について、活動を支援し発展させることを目的に、先進都市の情報を収集し、豊川市に適した法人市民税等の減免制度など税制優遇措置に取り組む。

【事業計画】 （ ●継続 ○新規 ）

事業内容(担当課)	年 度				
	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
①助成制度の整備 (生活活性課)	○調査研究 →				
②寄付行為をしやすい独自の仕組み調査・研究 (生活活性課)	○調査研究 →				
③税制優遇措置についての調査研究 (生活活性課)	○調査研究 → ○法人市民税均等割減免について調整 → ○法人市民税均等割減免の実施 →				

(4) 人材育成と組織運営の支援

①市民活動団体やボランティア育成講座の開催（継続・新規）

既存の市民活動団体の活性化やボランティア活動参加の裾野を広げるため、人材育成講座やボランティア育成講座を実施する。また、多様化する市民ニーズの把握に努め、市民活動団体の能力を活用した市民活動体験型・養成型プログラムを検討する。

②事業型 NPO の起業支援（新規）

先進都市の市民活動団体との協働事業の情報を収集し、豊川市において協働できる事業の洗い出しや市民活動団体から協働事業を募集するなど協働推進体制の整備に努めるとともに、行政のパートナーとして協働事業を行うことができ、公共的なサービスを継続的・安定的に提供することのできる事業型 NPO の支援について調査研究する。

③相談員の育成と相談窓口の設置（継続・新規）

「ほっと！」における市民活動相談窓口の PR と、そこに従事する相談員及び生活活性課職員の相談技能の向上を図る。また、社会福祉協議会ボランティアセンター相談事業との連携を図り、市民活動の振興を図る。

【事業計画】 （ ●継続 ○新規 ）

年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
事業内容(担当課)					
①市民活動団体やボランティア育成講座の開催 (生活活性課、講座実施各課)		●人材育成講座(市民活動推進事業委託) ●各分野における市民活動団体やボランティア養成講座の実施、充実 (講座内容については別表のとおり) ○市民活動体験型講座の実施 ○市民ニーズの把握、新規プログラムの検討			
②事業型 NPO の起業支援 (生活活性課)		○協働可能な事業の洗い出し ○市民活動団体から協働事業を募集 ○事業型 NPO の支援について調査研究			
③相談員の育成と相談窓口の設置 (生活活性課)		●「ほっと！」相談窓口の PR ○「ほっと！」、生活活性課職員の相談技能育成 ○社協ボランティアセンター相談事業との連携			

(5) 保険制度の整備

①保険制度の調査・研究（新規）

不慮の事故に備えた活動保険を整備し、誰でも安心して市民活動に参加できるよう環境整備を図るため、先進都市における事例調査・研究、奉仕活動傷害見舞金など現行制度との比較検討をすすめるとともに、社会福祉協議会で加入できるボランティア活動保険への加入について協議する。

【事業計画】 （ ●継続 ○新規 ）

年 度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
事業内容(担当課)					
保険制度の整備・研究 (生活活性課)	○調査研究 →				

2 活動参加促進のための施策

(1) 活動機会や学習機会の提供

①総合学習における参加体験型ボランティア学習の充実（継続）

小さい時から社会貢献活動への興味・関心を抱かせ、活動への参加意識を高めるため、各小中学校において環境学習など出前講座を実施するとともに、参加体験型ボランティア学習プログラムの充実を図る。

②多様なニーズに応じた講座の開催（継続・新規）

既存の市民活動団体の活性化やボランティア活動参加の裾野を広げるため、人材育成講座やボランティア育成講座を実施する。また、多様化する市民ニーズの把握に努め、市民活動団体の能力を活用した市民活動体験型・養成型プログラムを検討する。

③生涯学習の充実（継続）

市民大学等の各種講座の充実を図るとともに、生涯学習指導者の確保・育成を図る。

【事業計画】（ ●継続 ○新規 ）

年 度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
事業内容(担当課)					
①総合学習における参加体験型ボランティア学習の充実 (学校教育課、環境対策課、生活活性課)	●参加体験型ボランティア学習の実施、充実	→	→	→	→
	●環境学習など出前講座の実施	→	→	→	→
②多様なニーズに応じた講座の開催 (生活活性課、講座実施各課)	●人材育成講座(市民活動推進事業委託)（再掲）	→	→	→	→
	●各分野における市民活動団体やボランティア養成講座の実施、充実 (講座内容については別表のとおり)（再掲）	→	→	→	→
	○市民活動体験型講座の実施（再掲）	→	→	→	→
	○市民ニーズの把握、新規プログラムの検討（再掲）	→	→	→	→
③生涯学習の充実 (生涯学習課)	●市民大学等の各種講座の実施	→	→	→	→
	●IT 講習会の実施	→	→	→	→
	●情報誌「生涯学習ガイドブック」の発行	→	→	→	→
	●生涯学習支援ボランティア一覧作成及びコーディネート	→	→	→	→
	●生涯学習指導者の調整、養成	→	→	→	→

(2) 活動情報の PR

①活動情報紙の発行（継続・新規）

市内外の市民活動関連情報を提供するため情報収集に努め、様々な市民活動の PR と活動の発展に必要な情報を掲載する情報紙を発行する。

②活動情報の広報やホームページへの掲載（継続）

広く市民活動情報を提供するため、月 2 回発行する「広報とよかわ」の有効活用や、生活活性課と「ほっと！」のホームページ掲載情報を随時更新し、タイムリーな情報提供を行う。

【事業計画】 （ ●継続 ○新規 ）

事業内容(担当課)	年 度				
	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
①活動情報紙の発行	●情報収集の拡充（ボランティア・イベント・助成情報等）(再掲)				
	○活動情報紙の発行（ボランティア・イベント・助成情報等）(再掲)				
②活動情報の広報や ホームページへの 掲載 (生活活性課)	●「広報とよかわ」活用(再掲)				
	●ホームページ充実、「ほっと！」との連携強化(再掲)				

(3) 地域の市民活動の促進

①地域コミュニティを母体とした組織の育成（新規）

身近な地域における課題を解決する市民活動により住民サービスが向上するよう、町内会関係者への啓発を行い、町内会役員やそのOBを中心とした組織の育成を支援する。

②町内会やPTA役員後の地域活動参加の促進（新規）

身近な地域における課題を解決する市民活動により住民サービスが向上するよう、町内会やPTA役員がその任期後に地域活動に取り組むよう啓発し、参加の促進を図る。

【事業計画】 （ ●継続 ○新規 ）

年 度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
事業内容(担当課)					
①地域コミュニティを母体とした組織の育成		○地域課題を解決する組織の育成支援 →			
②町内会やPTA役員後の地域活動参加の促進 (生活活性課)		○町内会、PTA関係者への啓発、促進 →			

(4) 参加しやすい環境整備

①参加しやすい体験プログラムの企画（新規）

市民活動参加者の裾野を広げるため、市民活動に関心のある人が気軽に参加できるような体験型講座を企画する。

②参加者の交通手段に配慮した会場の設定（継続）

市民活動に関心のある人が気軽に参加できるよう、身近な地域や主要な駅に近接した会場で体験型講座を企画する。

③参加しやすい時間帯や曜日に配慮した日時の設定（継続）

勤労者・学生・主婦層など、それぞれ関心のある市民が参加しやすい開催日に配慮した体験型講座を企画する。

④講座や研修における託児の配慮（継続）

育児中の親などが参加しやすいよう、講座実施各課は、託児付き講座・研修を実施する。

⑤親子や夫婦、家族での参加が可能なプログラムの企画（継続）

親子・夫婦・家族等で気軽に参加できるよう、生活に身近な課題を解決する体験型講座を企画する。

【事業計画】（ ●継続 ○新規 ）

事業内容(担当課)	年 度				
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
①参加しやすい体験プログラムの企画	○市民活動体験型講座の実施(再掲)				
②参加者の交通手段に配慮した会場の設定	●身近な地域での体験型講座の企画				
③参加しやすい時間帯や曜日に配慮した日時の設定	●開催日時に配慮(休日、夜間、昼間、長期休暇など)				
④講座や研修における託児の配慮	●託児付き講座の実施				
⑤親子や夫婦、家族での参加が可能なプログラムの企画 (生活活性課、講座実施各課)	●家族で参加できる体験型講座の企画				

3 協働推進のための施策

(1) 行政情報の公開・人材登用

①行政情報の公開（継続）

市民活動団体の能力を生かして協働で施策に取り組めるよう、「広報とよかわ」・ホームページなどを利用して行政情報を積極的に公開し、情報の共有化を図る。

②市民活動者の審議会委員への登用推進（新規）

政策決定や企画・立案過程への市民参画を推進するため、各課へ推薦できる市民活動者の人材養成、確保に努めたり、一般市民の公募を推進するなどして、市民活動者や公募市民の各種審議会委員への登用を推進する。

【事業計画】 （ ●継続 ○新規 ）

年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
事業内容(担当課)					
①行政情報の公開 (全庁)	●「広報とよかわ」、ホームページなどを活用				
②市民活動者の審議会委員への登用推進 (全庁)	○登用推進				
	○市民活動者の人材養成、確保				
	○市民公募の推進				

(2) 協働推進体制の整備

①協働の手引きの作成（新規）

政策決定や企画立案、事業実施、評価など、全庁的に市民活動団体との協働を推進するため、先進都市協働事業の取り組みを調査し、協働可能な事業の洗い出しや市民活動団体から協働事業を募集するなど協働推進体制を整備するとともに、それらの内容を反映し、行政と市民活動団体との協働におけるルールを整備した「協働の手引き」を作成する。

②市民活動団体との協働事業研究会の設置（新規）

市民活動者の代表者と行政職員で構成される「市民と行政の協働推進委員会」を設置し、「協働の手引き」の作成や協働事業の評価を実施するなど、市民と行政の協働事業の推進を図る。

③協働事業の実施と評価制度の整備（新規）

行政側から洗い出した協働事業、市民活動団体から提案を受けた協働事業を実行に移していくとともに、協働事業の評価制度を整備・実施し、事業の効率化を促進する。

【事業計画】 （ ●継続 ○新規 ）

事業内容(担当課)	年 度				
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
①協働の手引きの作成	○協働の手引きについて調査研究				
				○協働可能な事業の洗い出し(再掲)	
				○市民活動団体から協働事業を募集(再掲)	
				○協働の手引きの作成	
②市民活動団体との協働事業研究会の設置				○市民と行政の協働推進委員会の設置	
③協働事業の実施と評価制度の整備				○洗い出した事業、提案された事業の協働推進	
(生活活性課、協働事業実施各課)				○協働事業評価制度の整備	
				○評価制度の実施	

(3) 行政職員の意識改革

①職員研修の実施（継続）

職員の市民活動・ボランティア関連研修を充実するなど職員の意識啓発を推進し、市民活動団体との協働意識を醸成する。

②職員の市民活動への参加促進（継続・新規）

職員に対して、ボランティア休暇制度を周知して利用を促進するとともに、職員向けに市民活動・ボランティアに関する情報提供の充実を図り、職員の市民活動への参加を促進する。

【事業計画】 （ ●継続 ○新規 ）

事業内容(担当課)	年 度				
	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
①職員研修の実施 (人事課、生活活性課)	●市民活動、ボランティア関連研修の充実 →				
②職員の市民活動への参加促進 (人事課、生活活性課)	●ボランティア休暇制度の周知、利用促進 →				
	○職員向けの市民活動・ボランティア情報提供による 参加促進 →				

4 施策推進に向けて

(1) 実施計画の進捗状況について評価、公表（新規）

本実施計画に掲げる施策の実効性を高めるため、「市民と行政の協働推進委員会」において施策の進捗状況の評価するとともに、ホームページなどにおいて進捗状況・評価内容を公表する。

【事業計画】 (●継続 ○新規)

年度 事業内容(担当課)	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
実施計画の進捗状況 について評価、公表 (生活活性課)	○進捗状況の評価〔市民と行政の協働推進委員会〕 →				
	○進捗状況・評価内容の公表 →				

別表「市民活動・ボランティア関連講座一覧」

(●継続 ○新規)

事業名〔担当課〕	年 度				
	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
人づくりオープンカレッジ 〔企画課〕	○	→			
防災ボランティアコーディネーター養成講座 〔行政課〕		○	→		
手話講習会「中級」 〔福祉課〕	●	→ (3年に1回開催)		●	→
健康づくり推進員養成講座 〔保健センター〕	●	→			
男女共同参画社会の推進に関する講座	●	→			
子育てサポーター養成講座		○	→		
防犯ボランティア養成講座 〔生活活性課〕		○	→		
消費生活専門講座 〔商工課〕	●	→			
子どもセンター事業	●	→			
ジュニアリーダー養成事業 〔生涯学習課〕	●	→			
おはなしボランティア養成講座	●	→			
かみしばい講座	●	→			
手作り絵本講座	●	→			
絵本で子育て講座	●	→			
親子紙工作教室 〔中央図書館〕	●	→			